

# 重要なお知らせ

**福岡空港の上空やその周辺においてドローンやラジコン機を飛行させることは、重大事故につながるおそれのある大変危険な行為ですので、行わないで下さい。**

これらの行為は法律で禁止されており、飛行させると罰則を科せられる場合がありますので、ご注意下さい。



福岡空港とその周辺は、2つの法律でドローンやラジコン機などの飛行が禁止されています。

- 「航空法」
  - 第132条の85 重量100グラム以上(※)の「無人航空機」の飛行の禁止空域
  - 第134条の3 重量100グラム未満(※)の「模型航空機」に適用される《飛行に影響を及ぼすおそれのある行為》に対する規制
- 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」(小型無人機等飛行禁止法) (空港本体のみ(奈多ヘリポートは対象外))

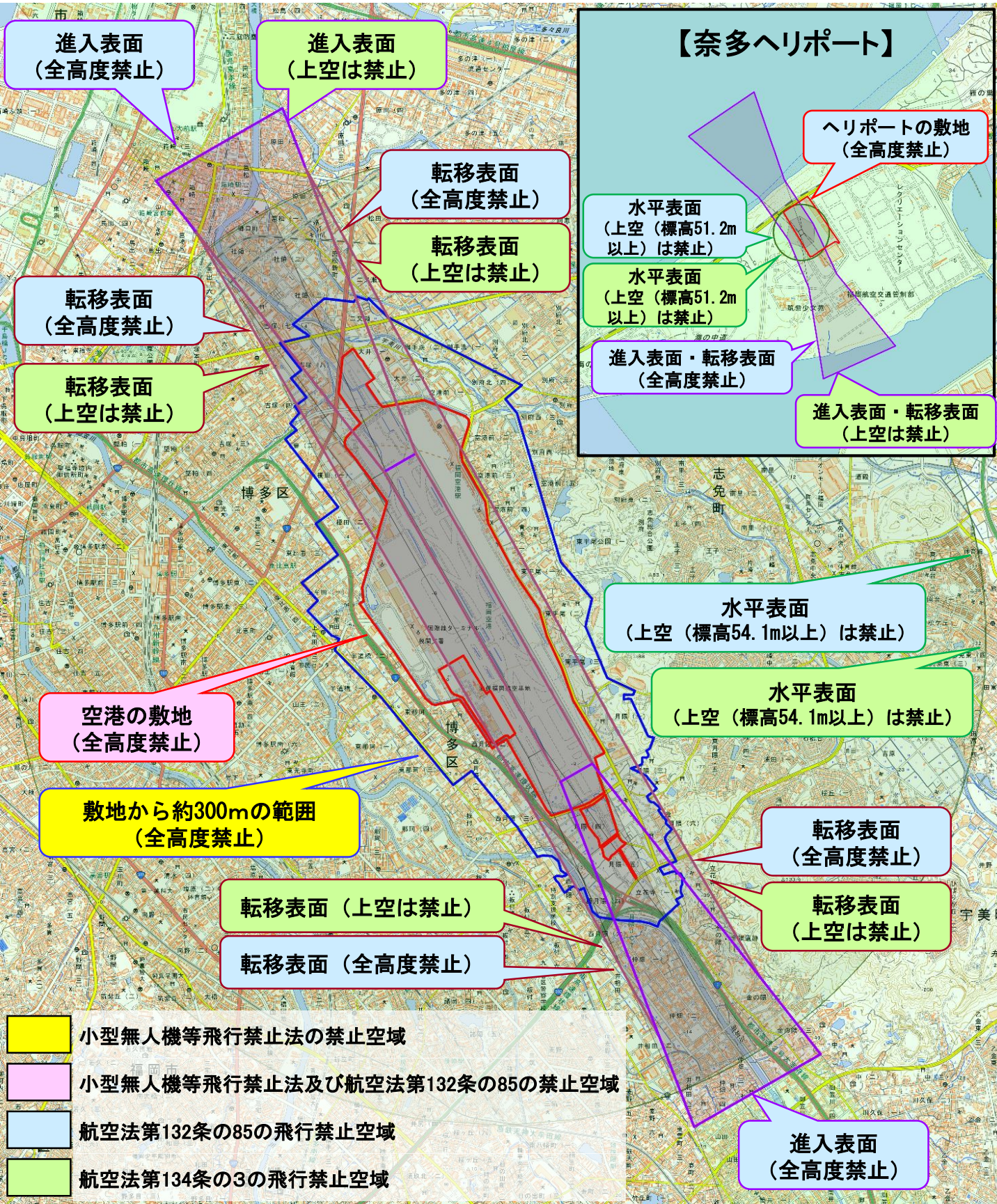
法律	航空法		小型無人機等飛行禁止法
	第132条の85	第134条の3	
対象機器	100グラム以上(※)のドローン、ラジコン機など	100グラム未満(※)のドローン、ラジコン機など	重量を問わず全てのドローン・ラジコン機、気球・パラグライダー など
飛行禁止場所	・空港の敷地上空 ・「制限表面」の上空・下の空域	・「制限表面」の上空	・空港の敷地上空 ・空港の敷地から約300メートルの範囲
罰則など	50万円以下の罰金	50万円以下の罰金	・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・警察官等が、違反者への退去命令や飛行の妨害などの措置をとることができます。

※ 2022年6月20日、航空法において「無人航空機」から除外される機器の重量が変更となり、100グラム以上の機器が「無人航空機」、100グラム未満の機器が「模型航空機」扱いとなっています。  
標準形態で100未満であっても、大容量バッテリーの搭載により100グラム以上となる場合は「無人航空機」扱いとなります。

問い合わせ先：福岡国際空港株式会社 092-623-0637



# 福岡空港周辺におけるドローンなどの飛行禁止場所



※航空法による飛行禁止場所は空港に近いものだけを例示しています。